

江別市ごみサポート収集事業実施要綱を次のように定める。

令和2年4月21日

江別市長 三 好 昇

江別市ごみサポート収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢、身体、知的又は精神の障がい等により、ごみステーションに家庭ごみを排出することが困難な世帯への戸別に行うごみサポート収集事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者、障がい者等が地域で安心して生活できるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「家庭ごみ」とは、江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例（平成5年条例第10号）第2条第2項第2号に規定する家庭系廃棄物（大型ごみを除く。）をいう。

(対象者)

第3条 この事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、自ら家庭ごみをごみステーションに排出することが困難なもの（同居人（義務教育を終了し、かつ、家庭ごみを適正に排出することができる者に限る。）がいる場合又は対象者が施設等に入所している場合を除く。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により要介護認定を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当するもの
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者で、療育手帳に記載された障がいの程度がAに該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる1級に該当するもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(利用の申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、江別市ごみサポート収集利用申請書（第1号様式）及び同意書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第5号に該当する者として申請を行うときは、ケアマネジャー、相談支援専門員等の知見を有する者が作成した依頼書（第3号様式）を添

付しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、面接等の方法により対象者の状況、個別の事情等の調査を実施するものとする。

(実施の決定)

第6条 市長は、前条の調査により事業の実施の可否を決定し、江別市ごみサポート収集利用決定(却下)通知書(第4号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(収集日)

第7条 収集日は、決定通知書により事前に通知するものとする。

(排出場所)

第8条 第6条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、この事業により家庭ごみを排出するときは、当該利用者が居住する建物の敷地内であって、収集に支障のない場所に排出しなければならない。

(利用者との協議)

第9条 利用者は、収集場所等の変更、利用の一時休止等については、その都度市と協議するものとする。

(利用内容の変更)

第10条 利用者は、利用内容に変更があるときは、江別市ごみサポート収集利用変更申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用内容変更の決定)

第11条 市長は、利用者から前条の変更の申請を受けたときは、利用内容変更の可否を決定し、その旨を江別市ごみサポート収集利用変更決定通知書(第6号様式)により当該利用者に通知するものとする。

(実施の決定の取消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業の実施を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第4条に規定する申請の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第10条の規定による休止の申請を行わずに6月以上ごみの排出がないとき。
- (4) ごみ収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。
- (5) ごみの適正排出に関し市から指導を受けたにもかかわらず、排出状況が改善されないとき。
- (6) その他サポート収集の実施を継続することが困難であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、事業の実施を取り消すときは、江別市ごみサポート収集実施決定取消通知書(第7号様式)により利用者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。